21	関税率表第4302・30号の１、第4303・10号又は第4303・90号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	衣類等の毛皮製品	1,364,805	242,926	千円	0.6	(中華人民共和国) 242,577千円
22	関税率表第4403・99号の１に掲げる物品	桐（その他のもの）	256,010	0	千円	0.0	
23	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第4409・29号の３の(1)に掲げる物品	ふたばがき科の熱帯産木材（かんながけし又はやすりがけしたもの）等	17,550,894	0	千円	0.0	
24	関税率表第4407・25号、第4407・26号、第4407・29号の１又は第4407・99号の１に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	ふたばがき科の熱帯産木材（第23項のものを除く。）	155,668	0	千円	0.6	
25	関税率表第4408・10号の２の(2)、第4408・31号の２、第4408・39号の４の(2)又は第4408・90号の２の(2)に掲げる物品のうち 合板用単板	合板用単板	2,009,098	33,213	千円	0.6	
26	関税率表第4408・10号の２の(2)、第4408・31号の２、第4408・39号の４の(2)又は第4408・90号の２の(2)に掲げる物品のうち 合板用単板以外のもの 関税率表第4408・39号の１の(2)又は第4408・90号の１の(2)に掲げる物品	薄板（第25項のものを除く。）	4,332,892	232,670	千円	0.0	
27	関税率表第4409・21号の１又は第4421・90号の１に掲げる物品	竹製の引抜材、竹製の串	367,436	142,600	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
28	関税率表第44・10項又は第44・11項に掲げる物品	パーティクルボード等	9,202,556	36,556	千円	0.6	
29	関税率表第4408・10号の２の(1)、第4408・31号の１、第4408・39号の１の(1)、３の(1)若しくは４の(1)、第4408・90号の１の(1)若しくは２の(1)、第4412・10号の２、第4412・94号、第4412・99号又は第4420・90号の１に掲げる物品	積層木材等	6,934,593	1,586,514	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
30	関税率表第4418・90号の２の(2)に掲げる物品のうち 欄間	欄間	824,419	203	千円	0.0	
31	関税率表第4419・00号の１に掲げる物品	割りばし	1,650,503	1,135,324	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
32	関税率表第4421・90号の３の(1)に掲げる物品	かりん、つげ等の木製品	280,780	619	千円	0.0	
33	関税率表第44類に掲げる物品（関税率表第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までに掲げるものを除く。）	木材及びその製品（第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。）	76,347,516	4,956,535	千円	0.0	
34	関税率表第4602・11号、第4602・12号又は第4602・19号の１に掲げる物品 関税率表第4602・19号の２に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	かご細工物等（畳床のものを除く。）	2,785,534	837,780	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
35	削除						
36	関税率表第5006・00号の２、第5007・10号又は第5803・00号の２の(1)に掲げる物品	絹ノイル織物等	36,508	3,782	千円	0.0	